

○ 加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）（抜粋）

（加工食品の表示の方法）

第4条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) [略]

(2) 原材料名

使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）については、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあつては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多い順が3位以下であつて、かつ、当該割合が5%未満である原材料について、「その他」と記載することができる。

(イ) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。

イ [略]

ウ [略]

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(2) 産地名を示す表示であつて、産地名の意味を誤認させるような表示

(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(4) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示（別表5の左欄に掲げる加工食品について、同表の右欄に掲げる方法により表示する場合を除く。）

○ 乾めん類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1639号）（抜粋）

（表示の方法）

第4条 名称、原材料名及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) [略]

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(工を除く)の規定にかかわらず、使用した原材料を、アからオまでに定めるところにより記載すること。

ア めんの原材料は、「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

○ **農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年5月11日法律第175号)(抜粋)**

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第19条の13 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

(表示に関する指示等)

第19条の14 農林水産大臣は、前条第1項若しくは第2項の規定により定められた同条第1項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第2項の規定により定められた同条第1項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 [略]